

配布を以て解禁

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、西行建設株式会社（所在地 島根県益田市）に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和4年10月12日

国土交通省
北陸地方整備局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

【問い合わせ先】

北陸地方整備局 総務部 契約課長 相場 明男
電話 025-370-6647（課直通）

北陸地方整備局 総務部 契約管理官 成澤 裕子
電話 025-370-6650（課直通）

※港湾空港関係工事に係る措置に関するもの

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
西行建設株式会社	島根県益田市高津6-22-21

2. 指名停止措置期間： 令和4年10月12日～令和4年11月11日（1ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者が二次下請負人として請け負った民間企業発注の「新姫川第六発電所新設工事」において、令和3年1月28日に同社労働者が車両系建設機械から墜落する労働災害が発生したが、この件について、真実の労働災害を秘匿し、上越労働基準監督署長に虚偽の報告書を提出したとして、令和4年2月24日、同社及び同社の社員1名が高田簡易裁判所から労働安全衛生法違反による罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。

5. 措置理由

上記4. については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第15号に該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内